

国立研究開発法人産業技術総合研究所契約職員採用等規程

制定 平成17年4月1日 17規程第22号

最終改正 令和6年3月28日 令05規程第43号 一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所契約職員就業規則（17規程第4号。以下「契約職員就業規則」という。）第5条第1項及び第7条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の契約職員（日雇契約職員を除く。以下同じ。）の採用手続、雇用期間等に関し必要な事項を定めるものとする。

(採用方法等)

第2条 理事長は、契約職員（第六号職員（シニアスタッフ）を除く。以下この条において同じ。）を採用しようとするときは、採用する者を公募する。

2 理事長は、国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号。以下「組織規程」という。）第3章及び第5章に規定する組織等並びに組織規則（26規則第6号）第5条に規定するオープンイノベーションラボラトリ及び同規則第6条に規定する連携研究ラボ並びに組織規程第3章第2節に規定する本部組織に、組織規則の定めるところにより置かれる部（以下「部門等」という。）の長（以下「部門等の長」という。）に前項の規定による公募に応じた者のうちから採用予定者を決定させることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事長は、特に必要があると認める場合は、部門等の長に別の方法により採用予定者を決定させることができる。

4 前2項の場合において、第一号職員（産業技術総合研究所特別研究員）としての採用予定者は、雇入予定日において、博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）の取得後7年以内の者でなければならない。ただし、理事長は、当該採用予定者が、学位の取得後において、出産、育児等に携わった期間がある場合には、学位の取得後の年数から一定の期間を除算することができる。

5 部門等の長は、採用予定者を決定したときは、理事長にその者の採用を雇用計画（次に掲げる事項について記載したものをいう。以下同じ。）により申請しなければならない。

一 住所、氏名、生年月日、性別及び国籍

二 俸給、業務内容、雇用期間、就業の場所、始業時刻及び終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休日労働の有無、休憩時間並びに休日

三 その他必要な事項（前項ただし書きの規定による除算期間、国立研究開発法人産業技術総合研究所契約職員給与規程（17規程第8号）第11条第2項ただし書きの規定による通勤手当の認定等）

6 理事長は、前項の申請を承認した場合は、当該採用予定者を採用するものとする。

7 前各項の規定にかかわらず、国立研究開発法人産業技術総合研究所人事規程（17規程第21号）第14条の2の人事選考審査会は、契約職員を別に定める職として採用しようとする場

合、採用予定者の審査を行う。この場合において、理事長は、人事選考審査会の報告を踏まえて採用する者を決定する。

第2条の2 理事長は、国立研究開発法人産業技術総合研究所職員就業規則（17規程第2号。以下「職員就業規則」という。）第11条第4項、国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員就業規則（17規程第3号。以下「任期付職員就業規則」という。）第12条の2第1項若しくは第77条第1項又は契約職員就業規則第8条の3第1項による再雇用希望の申出があった場合には、その申し出た者を、人事部長に作成させた雇用計画に基づき第六号職員（シニアスタッフ）として採用するものとする。

第2条の3 前条に定めるほか、職員就業規則第11条第1項及び第3項により退職（以下、定年退職という。）した者であって、退職後引き続き研究所以外の機関（以下、「再就職先」という。）において勤務する者（定年退職後、任期付職員就業規則または契約職員就業規則の適用を受ける者となった期間のある者を含む。）が65歳に達する年度までの間に再雇用の希望を研究所に申し出たときは、再就職先での勤務状況、業務内容、賞罰等を考慮して理事長が研究所の業務に特に必要と認めるときは、これを第六号職員（シニアスタッフ）として採用することができる。

（雇用契約の締結）

第3条 理事長は、前2条の規定により契約職員を採用する場合は、契約職員就業規則第6条各号に掲げる事項を記載した雇用契約書により、採用する者と雇用契約を締結する。

（労働条件の変更）

第4条 部門等の長は、契約職員の就業の場所、従事する業務の内容、始業時刻及び終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休日労働の有無、休憩時間又は休日の変更が業務上特に必要であると認める場合は、速やかに当該契約職員の雇用計画を作成し、労働条件の変更を理事長に申請しなければならない。

2 理事長は、前項の申請を承認した場合は、雇用変更契約書により当該契約職員と雇用変更契約を締結する。

（雇用の更新）

第5条 契約職員就業規則第7条第1項の契約職員の雇用期間は、1事業年度の期間の範囲内で雇用契約書に定める期間（以下「雇用契約期間」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、第五号職員（招へい研究員）であって、部門等の長又はそれに準ずる者として雇用する者の雇用契約期間は、3年を超えない範囲内で定めることができる。

3 部門等の長は、第1項の規定により定めた契約職員の雇用契約期間が満了する際、次の表の契約職員の種類欄に掲げる契約職員の種類の区分に応じ、1事業年度の期間の範囲内で、当該契約職員の雇用契約の更新を理事長に申請することができる。ただし、当該雇用契約の更新の申請は、それぞれ同表の最長雇用期間欄に掲げる期間を超えない範囲内で行うものとする。

契約職員の種類	最長雇用期間
---------	--------

第一号職員（産業技術総合研究所特別研究員）	研究所に初めて雇い入れた日から雇用期間を通算して5年を経過する日の前日まで						
第二号職員（テクニカルスタッフ）	研究所に雇い入れた日から起算して、雇用期間が10年を経過する日の前日まで						
第三号職員（クレリカルスタッフ）	研究所に雇い入れた日から起算して、雇用期間が5年を経過する日の前日まで						
第四号職員（技術専門職）	研究所に雇い入れた日から起算して、雇用期間が5年を経過する日の前日まで						
第五号職員（招へい研究員）	研究所に雇い入れた日から起算して、雇用期間が10年を経過する日の前日まで						
第六号職員（シニアスタッフ）	65歳に達した日以降における最初の3月31日までの期間						
第七号職員（リサーチアシスタント）	研究所に雇い入れた日から起算して、雇用期間が、次の表の課程欄に掲げる区分に応じ、それぞれ年数欄に掲げる年数を経過する日の前日までの期間 <table border="1" data-bbox="726 1238 1327 1478"> <tr> <td>課程</td> <td>年数</td> </tr> <tr> <td>修士課程</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>博士課程</td> <td>3年（標準修業年限が4年の課程に所属する者にあつては、4年）</td> </tr> </table>	課程	年数	修士課程	2年	博士課程	3年（標準修業年限が4年の課程に所属する者にあつては、4年）
課程	年数						
修士課程	2年						
博士課程	3年（標準修業年限が4年の課程に所属する者にあつては、4年）						

4 前項ただし書の規定にかかわらず、部門等の長は、第四号職員（技術専門職）及び第五号職員（招へい研究員）のうち、業務の運営上特に必要があると認める者の雇用契約の更新については、同項の表の最長雇用期間欄に掲げる期間を超えて理事長に申請することができる。

5 部門等の長は、第3項又は第4項の規定により第六号契約職員（シニアスタッフ）以外の契約職員の雇用契約の更新を申請する場合は、契約職員の従事している業務の進捗状況、能力、業務成績、勤務態度、当該契約職員が勤務している部門等の業務量、運営状況その他の事情を確認し、又は総合的に考慮するものとする。

6 理事長は、第3項又は第4項の規定による申請を承認した場合は、契約職員の雇用契約を更新するものとする。

（雇止めの予告）

第6条 理事長は、契約職員就業規則第7条第2項の雇止めの予告を契約職員に対して行う場合は、雇止め予告通知書により行うものとする。

(解雇予告)

第7条 理事長は、契約職員就業規則第12条第1項の解雇の予告を契約職員に対して行う場合は、解雇予告通知書により行うものとする。

(予算措置)

第8条 契約職員の雇用に必要な一切の経費は、当該契約職員の属する部門等が負担するものとする。ただし、理事長が特に必要があると認める者については、この限りでない。

(部門等の長の責務)

第9条 部門等の長は、契約職員の教育及び管理を適切に行わなければならない。

附 則 (17規程第22号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(独立行政法人産業技術総合研究所非常勤職員任用等規程の廃止)

第2条 独立行政法人産業技術総合研究所非常勤職員任用等規程(13規程第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この規程の施行日の前日に、前条の規定により廃止された独立行政法人産業技術総合研究所非常勤職員任用等規程(以下「廃止非常勤職員任用規程」という。)第2条第2項第1号に規定する非常勤職員(以下「第一号非常勤職員」という。)の任用期間が初めて研究所に採用された日から引き続き2年に達しない場合において、当該第一号非常勤職員を第一号職員(産業技術総合研究所特別研究員)として雇用するときは、当該労働条件はこの規程の施行日の前日の労働条件と同一の条件とし、当該雇用期間は2年の期間から既に任用された期間を減じた期間(廃止非常勤職員任用等規程第4条第6項に規定する非常勤職員期間延長協議書により、2年を超える任用期間が認められた者については、認められた期間から既に任用された期間を減じた期間)とすることができる。この場合において、理事長は、第3条の規定により当該第一号職員(産業技術総合研究所特別研究員)と雇用契約を締結する。

附 則 (18規程第6号・一部改正)

(施行期日)

第1条 この規程中、第1条の規定は平成18年4月1日から施行し、第2条の規定は平成19年4月1日から施行する。

(第1条の規定による改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の契約職員採用等規程第2条及び第2条の2の規定の適用については、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間は、これらの規定中「第六号職員(シニアスタッフ)」とあるのは、「独立行政法人産業技術総合研究所契約職員就業規則の一部を改正する規則(16規程第4号)第2条による改正後の契約職員就業規則第4条第6号に規定する第六号職員(シニアスタッフ)」と読み替えて、これらの規定を適用する。

附 則（20規程第60号・一部改正）

この規程は、平成21年3月15日から施行する。

附 則（22規程第11号・一部改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（22規程第60号・一部改正）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（23規程第22号・一部改正）

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（23規程第34号・一部改正）

この規程は、平成24年3月22日から施行する。

附 則（24規程第49号・一部改正）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（25規程第11号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（第六号職員（シニアスタッフ）に関する経過措置）

第2条 第六号職員（シニアスタッフ）の雇用契約の更新を申請する場合において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第78号）附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第2項に基づく労使協定による基準に該当しない者（次の表の左欄に掲げる期間に応じ右欄に掲げる年齢以上の者に限る。）については、この規程による改正後の第5条第7項の規定に関わらず、なお従前の例による。

期間	年齢
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63歳
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	64歳

附 則（26規程第49号・一部改正）

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（26規程第79号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（研究所に雇い入れた日の経過措置）

第2条 この規程の施行日前に、研究所に雇われている者（第一号職員（産業技術総合研究所特別研究員）を除く。）が、この規程の施行日に引き続き研究所に雇われている場合の第5条第3項の「研究所に雇い入れた日」は、平成27年4月1日とみなす。

附 則（27規程第110号・一部改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（28規程第36号・一部改正）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（28規程第92号・一部改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（30規程第24号・一部改正）

この規程は、平成31年1月31日から施行する。

附 則（令02規程第12号・一部改正）

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令02規程第39号・一部改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令03規程第41号・一部改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令04規程第7号・一部改正）

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令04規程第57号・一部改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令05規程第22号・一部改正）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令05規程第34号・一部改正）

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

附 則（令05規程第43号・一部改正）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。